#### 平成23年度の国保税率表 )内は平成22年度分

#### から の合計額が1年間の国保税額となります。 賦課限度額を超えて課税することはありません。

			医療給付費分 対象:全加入者	後期高齢者 支援金等分 対象:全加入者	介護納付金分 対象:40歳以上 65歳未満
所得割額	被保険者の平成22年中の基準総 所得金額に対し		6 64% ( 6 20% )	2 62% ( 2 40% )	2 10% ( 1 92% )
資産割額	被保険者の本年度の固定資産税額 (土地・家屋にかかる税額)に対し		廃止 (770%)	廃止 (270%)	廃止 (290%)
均等割額	被保険者1人ごとに		26 600円 ( 25 000円 )	9 900円 ( 8 300円 )	10 200円 ( 9 <i>4</i> 00円 )
平等割額	1世帯ごとに	特定世帯以外の 世帯	21 500円 (19 800円)	7 600円 ( 6 600円 )	6 000円 (5 300円)
		特定世帯	10 750円 (9 900円)	3	
賦課限度額			510 000円 (500 000円)	140 000円 (130 000円)	120 000円 (100 000円)

特定世帯とは、国保に加入していた方が後期高齢者医療制度に移られたことにより、 国保被 保険者が1人だけになる世帯のことです。後期高齢者医療制度に移られてから5年間に限り、 介護納付金分を除いて、平等割額が半額になります。 申請の必要はありません。

平等割に配分し、増加分を所得割・ 直しているため、 産割課税を採用していない。 後期高齢者医療制度では資 層には負担となっていた。 課税されるため、 資産割廃止分と医療費等の 加分を所得割・均等割・ 税率を見 低所得者

財政運営が大変厳しい状況に なっています。 により、 高齢化や医療技術の進歩など 国民健康保険 (国保)では 医療費が年々増加し、

ため、 税率および賦課限度額を変更 とならないように配慮して、 つ、被保険者の急激な負担増 で税負担の公平性を保持しつ 後も国保運営を維持していく 医療費等の増加に対し、 資産割を廃止すること 今

# 資産割廃止の主な理由

複課税であるとの捉え方が 資産割は、 資産にも課税されていた。 利益を生まない居住用等の 固定資産税と重

問い合わせ

所得が無い人でも資産割は

強かった。

## 制度について

(滝野庁舎)☎48・3002 市民安全部保険・医療課

問い合わせ

額が増えることになります。 入者数に変更がなくても税

### 賦課について 総務部税務課 (社庁舎) **☎**43 · 0397

# 国民健康保険加入 額の医療費を支払われている方へ 、入院時に

)、3方式(所得割・均等割・平等割)へ~

がない世帯に限ります) 度があります。( 国保税の滞納 まは自己負担限度額で済む制 が医療機関に支払い、みなさ 規定の自己負担限度額を超え 月に支払われた一部負担金が いる乙歳未満の被保険者の方 た場合、その超えた分を、 国民健康保険に加入されて 入院時に医療機関で1か 市

## は申請が必要です 限度額適用認定証等の交付に

認定証」( 住民税非課税世 は、申請により、「限度額適用 適用を受けようとされる方に 入院時の自己負担限度額 帯 **ത** 

> 年7月3日で、自動更新され 続き認定証が必要な方は、 る方、またはすでに利用され ます。(医療機関へ認定証を は「限度額適用・標準負担額 適用認定証の有効期限は、 請をしてください。(限度額 ている方で、8月以降も引き 適用されます) 提示することで、この制度が 減額適用認定証」) を交付し この制度の利用を希望され 毎 申

ません) 認定証は、 申請月の初日か

郵送します) ら有効となります。

### 申請窓口

必要書類 または各庁舎窓口センター 保険・医療課 (滝野庁舎

印鑑 国民健康保険被保険者証

お知らせしています。 の交付対象者には、 用・標準負担額減額認定証 7歳以上の方で、 限度額適 個別に

## (滝野庁舎)☎48・3002 市民安全部保険・医療課

6